

令和7年度

葛城市議会基本条例評価集計

葛城市議会

(令和8年3月27日)

評価方法・項目等にかかる説明

議員全員が個々に基本条例にかかる取り組み状況进行评估し、その評価を受けて今後取り組むべきことや、基本条例の改正等について自身の考えを記入した。その内容を議会改革特別委員会で取りまとめた後に整理したのが、本評価集計である。

なお、評価項目について、『評価』及び『今後の方向性』の欄については下記のとおり、それぞれ5つの区分から選択している。『評価理由・取り組み状況等』については、評価した理由や根拠となる取り組みについて、『今後の方向性・取り組む内容・改正案等主要な意見』については、評価を受けて今後の方向性や新たな取組の提言、条例の改正が必要であると判断された場合は、改正案について各議員の意見を整理して掲載した。『改正の必要性』については、『今後の方向性』で、2番の『条文に従い取り組むが一部見直しを検討』や4番の『条文の改正を検討』と評価された場合は『有』、それ以外は『無』と評価した。

※評価

A	十分に達成された
B	概ね達成された
C	一部達成された
D	今後の取組が必要
E	評価に該当せず

※今後の方向性

1	条文に従いこれまでどおり取り組む
2	条文に従い取り組むが一部見直しを検討
3	条文に従い新たな取り組みを検討
4	条文の改正を検討
5	その他

評価理由・取り組み状況等	評価判定した理由や現に取り組んでいる内容を記載
今後の方向性・取り組む内容・改正案等主要な意見	評価を受け、今後の方向性や新たな取組、条例の見直し案等を記載

※前文から第3条までは、本条例の制定までの背景や目的、議会又は議員活動の原則について記載されたものなので、『評価に該当せず』とした。

前文

条 文

葛城市議会は、日本国憲法に基づいて、葛城市民による直接選挙によって選ばれた市民の代表で構成される合議制の議事機関であり、二元代表制の下、市政における課題の論点及び争点を明らかにしながら、自由闊達な議論を通じて意思決定を行うとともに、市政運営への評価・監視機能及び立法機能を十分に発揮することにより、地方自治の本旨の実現を目指すものである。また、今後、更なる地方分権改革の進展や全国的な人口減少社会の到来など本市を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測され、市の意思決定機関として本市議会が果たすべき役割の重要性が増すなか、本市議会においては、市民の生活向上と福祉の充実のため、市民の意思を的確に把握し、豊かな自然と古代からの歴史と文化の香り高いまちとして輝いてきた葛城市のまちづくりを更に推進していかなければならないところである。このような役割を踏まえ、本市議会は、公平・公正で透明な議会運営に努め、これまでの議会改革を更に推進し、市民の参加と開かれた議会づくりを追求するとともに、葛城市政の更なる発展に寄与するため議会の目指すべき理念を達成することを決意し、この条例を制定するものである。

評価	E 評価に該当せず	今後の方向性	5 その他	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			

第1章 総則 第1条

条 文

(目的)
 この条例は、葛城市議会(以下「議会」という。)及び議会の議員(以下「議員」という。)の活動の在り方に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

評価	E評価に該当せず	今後の方向性	5 その他	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			

第2章 議会及び議員の活動原則 第2条

条 文

(議会の活動原則)

議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。

評価	E評価に該当せず	今後の方向性	5 その他	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			

第2章 議会及び議員の活動原則 第3条

条 文

(議員の活動原則)

議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

- 2 議員は、市政について、市民の意見、要望及び提案を把握するとともに、自己の能力を高めるために不断の研鑽を行うことによって、計画、施策及び事業(以下これらを「政策」という。)の立案及び提言を行うよう努めるものとする。
- 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

評価	E評価に該当せず	今後の方向性	5 その他	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等			今後の方向・取り組む内容・改正案等		

第3章 市民と議会の関係 第4条

条 文

(市民参加及び市民との連携)

議会は、市民に対し、その保有する情報を積極的に発信するとともに議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)を原則公開するものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条第5項及び法第115条の2による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民や学識経験者等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民から出された意見、要望及び提案を真摯に受け止めて検討し、政策の立案に生かすものとする。

5 議会は、市民からの請願及び陳情を市民による政策の提案と受け止めるとともに、請願にあつては、これを審議し、又は審査するものとする。

評価	A-1 B-9 C-2 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○「議会だより」発行で、きかせて市民の声継続。インターネット中継を継続。</p> <p>○可能な限り委員会を実施し中継している。</p> <p>○委員会の質疑を積極的にして、市民から受けた意見や要望について、政策提言を行っている。</p> <p>○市民懇談会を開催し、市民の意見を抽出し理事者に要望書として提出した。</p> <p>○請願書の採択で成果を上げている。</p> <p>△第4条第3項については不十分。各大字ともっと繋がっていく必要あり。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの発行(年4回)、市民懇談会(年1回) ・本会議、委員会ネット中継、録画配信、会議録検索システム 		<p>●参考人招致や公聴会など、実施にむけた研究をおこなう。</p> <p style="text-align: right;">※回答【1-12 2-0 3-1 4-0 5-0】</p>			

第3章 市民と議会の関係 第5条

条 文

(広報機能の充実)

議会は、市政及び議会運営に係る情報を常に市民に対して周知するため、広報機能を充実させなければならない。

- 2 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
- 3 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

評価	A-2 B-7 C-2 D-2 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○「議会だより」は編集委員会で協議しながら作成し、紙面の充実に努め、市民にわかりやすくなった。</p> <p>○インターネット中継の定着。</p> <p>○SNSを通じて発信取り組みを行った。</p> <p>△今後さらなるアイデアはいると感じる。</p> <p>△議員各位の情報発信や説明責任の促進のため、政務活動費が必要だと思われる。</p> <p>△第5条第3項が未達成。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの発行(年4回)、市民懇談会(年1回) ・本会議、委員会ネット中継、録画配信、会議録検索システム 		<ul style="list-style-type: none"> ●全国を見渡すと、ネットでの情報発信に取り組む議会があり、今後は多様な媒体の活用も検討が必要。 ●政務活動費の導入。 ●一般質問、議決事項をわかりやすく発信する。 ●「議会だより」をさらにわかりやすくするための改善を続ける。 			
※回答【1-10 2-1 3-2 4-0 5-0】					

第3章 市民と議会の関係 第6条

条 文

(市民懇談会)

議会は、市政及び議会運営について、市民と情報の共有及び意見交換を行うため、市民懇談会を開催するものとする。

評価	A-5 B-5 C-1 D-1 E-1	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○グループワーク形式による市民懇談会の工夫や事後のまとめなど丁寧な対応をすすめ、参加者の満足度も高い。</p> <p>○議員間で市民が参加しやすいアイデアを出しあい、懇談会が開催され、市民の意見を比較的細かく拾い上げる事ができ、より市民とともに市政について考える場に改善できた。</p> <p>△参加者が少なかったため、さらに市民が興味ある懇談会にする必要がある。</p> <p>△議員選挙前の開催につき、市民懇談会に参加出来ていない。</p> <p>(取り組み) ・グループワーク形式の市民懇談会 (年1回)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域での開催が望ましいので、その実現の可能について検討する。 ●テーマ別での開催を実施する。子育て、公共交通、防災など。 ●年間複数回の開催も検討してはどうか。 			

※回答【1-13 2-0 3-0 4-0 5-0】

第4章 議会と行政の関係 第7条

条 文

(議会及び議員と市長等執行機関との関係)

議会は、市長等執行機関(以下「市長等」という。)と対等の立場にある機関であり、市の意思を決定する責務及び市長等を監視・評価する義務を負う機関である。

2 議会は、その権能の違いを踏まえ、市長等と健全な緊張関係を保たなければならない。

3 議会の本会議における議員と市長の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

4 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会(以下これらを「会議等」という。)への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

評価	A-2 B-5 C-1 D-5 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○たとえば「おひさま堆肥」問題では、行政の対応について提言し改善を促すことができた。</p> <p>○現状の質問内容や質問数、議決状況などから、議会の提言・監視機能は働いていると考える。</p> <p>△理事者との関係において、質問に対する答弁者も含めて、より具体的な答弁を求めたい。</p> <p>△議会の権能について、議会と市長・理事者側との間での意思疎通がうまくいっていない。理事者側の提案において議会への説明や報告が十分でないと感じざるをえない事例が目立つ。</p> <p>△反問権を行使しないことがしばしば見受けられる。もっと活用していただきたい。</p> <p>△市長が議会をどう認識しているのか、話合うべき。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問のすべてが一問一答方式で実施 ・反問権について、会議前に事前に行政側に説明 		<p>●議会と市長・理事者の権能について、相互理解を深めていくため、懇談の機会を設ける。議会の権能の尊重において問題と感ずることを整理して理事者側に改善を投げかけるとともに、理事者側の議会に対する意見に耳を傾ける機会とする。</p> <p>●答弁を指名された者については、原則として指名を受けた者がする。</p> <p>●監査機能の活用。監査の意見に基づいた、議会の行政監視機能の強化。</p> <p>●一部の委員会では反問権について事前に説明をしているが、今後はすべての委員会の前に説明し、委員長は反問権の行使が必要な状況だと判断した場合は、理事者側に反問権の行使を宣誓させていく。</p>			

※回答【1-9 2-1 3-3 4-0 5-0】

第4章 議会と行政の関係 第8条

条 文

(議会審議における論点情報の形成)

議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 政策の発生源 | (2) 提案に至るまでの経緯 |
| (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 | (4) 市民参加の実施の有無とその内容 |
| (5) 総合計画との整合性 | (6) 財源措置 |
| (7) 将来にわたるコスト計算 | (8) 政策の持続可能性 |

評価	A-1 B-5 C-3 D-4 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○委員会での質問で詳しく内容を聞いた。</p> <p>△委員会の質疑に対する理事者側の答弁が曖昧な場合もあり、この条文を念頭に、さらに議論を深めることが必要と考える。</p> <p>△相変わらず唐突で説明が不十分な市長提案に対し、粘り強く説明を求め合意形成を進めていくしかない。</p> <p>△第5号から第8号の事項について、論点情報が整理されていないことが多い。</p> <p>△議会への説明や報告が十分でないことが多々ある。</p> <p>△政策、事業提案までの理事者からの経緯や必要性を訴える議論が少ないと感じる。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要施策について特別委員会設置 		<ul style="list-style-type: none"> ●重要政策の審議においては、あらかじめ第5号から第8号の事項について、議会から提案者に質問書を提出し、議会の審議のなかでそれらの事項について必ず説明を受けるように議会運営を行う。 ●市民目線で議論を行う。(第1号～第8号は市民の関心があるところ) <p style="text-align: right;">※回答【1-10 2-2 3-1 4-0 5-0】</p>			

第4章 議会と行政の関係 第9条

条 文

(予算及び決算における政策説明)

議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

評価	A-0 B-7 C-4 D-1 E-1	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○予算案の概要および決算成果報告書が充実してきている。</p> <p>○各特別委員会では、重要または象徴的と思われる施策について、複数の議員が連携するような形で質疑を深掘りすることができた。</p> <p>△政策説明はされているが 将来性が見えにくい。</p> <p>△事業予算に対する背景や目的を明確にする必要があると感じる。</p> <p>△政策説明が不十分な施策があった場合、踏み込んだ審議が必要と感じる。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算案の概要、主要な施策の成果報告書等の資料を要求 ・ 当初予算の重要事業について、予算案のポイントとして別資料を要求 		<ul style="list-style-type: none"> ●議員の質問力を高めることも必要。的確な質問が正鵠を得た回答に繋がる。 ●学んだことを委員会の質問に反映していく。 <p style="text-align: right;">※回答【1-10 2-3 3-0 4-0 5-0】</p>			

第5章 自由討議の保障 第10条

条 文

(議会の合意形成)

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請は必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

評価	A-1 B-4 C-2 D-5 E-1	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○議員全員協議会や議会改革特別委員会で議員同士の意見が異なった場合でも、丁寧に合意形成を図ろうとする努力を行った。</p> <p>○十分ではないが、議員間討議が活用されつつある。</p> <p>△自由討議を中心とした議会運営となっているとは思えない。</p> <p>△議員間討議がほとんどない。会派が無いことの難しさも感じる。</p> <p>△本条の活用が見られない。自由討議が少ない。</p> <p>△議員間討議の機会がほとんどないが、議会としての統一見解を市長等に提示し市政を動かすためには積極的に議員間討議によって議会の合意形成を図るべきではないか。</p> <p>(取り組み) ・委員会審査における議員間討議の導入</p>		<p>●自由討議を中心とした議会運営についてのイメージが定かではない。この条文の趣旨もよくわからない。条文の意図するところを検討する機会を設けてほしい。</p> <p>●討議をする前に、議案に対しての可否が分かりにくい中、議員間での討議が難しいと感じるので、活用がしにくいのが課題。</p> <p>●市民にとってわかりやすい説明力。</p>			
※回答【1-11 2-0 3-1 4-0 5-1】					

第6章 委員会活動 第11条

条 文

(委員会の活動)

委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

- 2 委員会は、閉会中も所管事務調査を積極的に行うことにより行政監視を行うとともに、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。
- 3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

評価	A-4 B-6 C-1 D-2 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○委員会審査は適切に実施され、所管事務調査は積極的に行われていると考える。</p> <p>○調査案件も充実して、進めていたと感じる。</p> <p>○調査案件については、議会から積極的に提案し、閉会中も調査を行い、成果を上げている。また、必要に応じて特別委員会を設置し、政策提言をおこなってきた。</p> <p>△委員会としての合意形成する機会が少ない。</p> <p>△議論が深まるのは良いことだが、一部で枝葉末節にこだわる議論となる傾向がある。</p> <p>△閉会中の調査案件にかかる委員会開催が、以前と比べ少なくなった。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会終了時に閉会中の所管事項調査項目を決定 		<ul style="list-style-type: none"> ●閉会中の調査案件を活発にするべき。 ●議員はすべからく、議論の手法・会議の統理について、資質向上のための努力を怠ってはいけない。 			
※回答【1-13 2-0 3-0 4-0 5-0】					

第7章 議会及び議会事務局の体制整備 第12条

条 文

(議員研修の充実強化)

議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

評価	A-5 B-6 C-0 D-1 E-1	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○議員研修の内容について、議員それぞれの意識の向上につながっており、参加者自身の満足感も高かった。</p> <p>○委員会で調査案件となっている重要案件について委員の総意として先進地に赴き研修が行われた。</p> <p>○研修をもとに議員間の合意を形成することで、議会運営を円滑に進めるうえで効果をあげ、研修の実りがあった。</p> <p>○課題について、事務局とも共通認識を持つことができ、実行できた。</p> <p>○本市の課題に適合した視察研修を実施しており、資質の向上につながっていると思われる。</p> <p>△自らの自覚醸成。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改選後の当選議員全員に講師を招いての研修会実施 (1回) ・常任委員会の先進地視察研修実施 (年1回) ・議会運営や議会改革、その他議会全体に係る問題について、先進地視察研修を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●議会の予算建てに基づく研修だけでなく、個々の研鑽は必須である。そのためにも政務活動費の見直しを進めるべき。 ●誠実に遵守すること。 <p style="text-align: right;">※回答【1-10 2-1 3-1 4-0 5-1】</p>			

第7章 議会及び議会事務局の体制整備 第13条

条 文

(議会事務局の体制整備)

議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るものとする。

評価	A-6 B-6 C-0 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○議会事務局は、議会運営等の議員からの疑問について、常に的確な回答を出そうと努められていた。</p> <p>○職員の委員会ごとの職務分担の明確化や事案に応じた対応について、研修等を通じてスキルの向上を図られている。</p> <p>○葛城市議会事務局の調査・法務機能は高いと感じる。事務局側から充実強化に必要と考えることを聞き取りする機会があれば良いと思う。</p> <p>○議員に対し、的確に資料などを揃え、議会運営しやすい。</p> <p>△限られたリソースで最高のパフォーマンスを示していただいていることに感謝します。ただ、法務機能の強化については、マンパワー不足が否めない。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、近畿、全国市議会議長会開催の研修に積極的に参加 ・ 各委員会について、正副担当者を配置 		<p>●法務機能を強化するために、人員増は必要。</p> <p>●「議会事務局の調査・法務機能」の実態について議員として理解が不足している。現状および充実強化に向けた課題について、議員に説明していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">※回答【1-12 2-0 3-1 4-0 5-0】</p>			

第7章 議会及び議会事務局の体制整備 第14条

条 文

(議会図書室の利用)

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。

評価	A-4 B-3 C-2 D-3 E-1	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○毎年、議員に対して必要な図書の希望を聞き取り、蔵書の充実を図っている。</p> <p>○議会の課題に研究できる図書を揃えてくれる。</p> <p>○議員の希望を最優先に購入され、貸し出しについても手軽に借り入れることができる</p> <p>△本来、議会図書室は市民にも開かれるべきものであり、資料の収集管理も含めて改善されることが望ましい（予算面など難しいことは理解している）。</p> <p>△個人で用意しているので、あまり活用できていない。</p> <p>△図書購入の方針が明らかでない。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年8万円の予算を計上し、書籍を購入 ・選書について、購入時に議員全員に要望を確認 		<ul style="list-style-type: none"> ●制度改正等で情報が古くなったり陳腐化した書籍については、改訂版に差し替えるか除籍を行い、新陳代謝を図る必要がある。 ●インターネットの利便性などを踏まえる必要がある。 ●自己研鑽の為にも利用。 ●議会図書をどのように充実させていくのか、図書購入方針について検討する場を設け、その方針に基づいて、毎年の図書を購入していく。 <p style="text-align: right;">※回答【1-10 2-2 3-1 4-0 5-0】</p>			

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第15条

条 文

(議員の政治倫理)

議員は、葛城市政治倫理条例(平成17年葛城市条例第34号)を規範とし、遵守しなければならない。

評価	A-5 B-6 C-1 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○議員それぞれの規範意識は、徐々に良くなって(マシになって)きていると実感している。</p> <p>○個人の利になるような特段の言動や行動はなかった。</p> <p>○改選後、議員構成も変わり倫理観は向上した。</p> <p>○条例違反事例として問題となることはなかった。</p> <p>△改選前の状況として、一部の議員で政治倫理の概念が理解できていないのでは?と見受けられる事例があったが、改選後は解消された。</p> <p>△不適切な発言と見られた時もあったが改善されている。</p> <p>(取り組み)</p> <p>・改選後の当選議員全員に講師を招いての研修会実施(1回)</p>		<p>※回答【1-13 2-0 3-0 4-0 5-0】</p>			

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第16条

条 文

(議員定数)

議会は、その役割及び責務を果たすことができるようになることを前提として、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びにこれらの類似市の議員定数と比較検討し、市民の意見を十分に考慮して決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会、議会運営委員会又は議員から提出するものとする。

評価	A-7 B-3 C-2 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○このたびの定数改正においては、条例に記載項目について議会内での議論を十分に重ねた結果である。</p> <p>○改選後の2名削減がどう影響するが、今のところわからないが、改選前の議員の資質より良くなった。</p> <p>○議員定数削減を行えている（同規模市と比較し本市は議員定数が少ない状況の評価）</p> <p>△議員発議において定数削減とはなったが、第2項におけるものとの相違があったと感じる。</p> <p>△議員定数についての調査報告書では、定数15名でも葛城市においては少ないという報告がなされていたが、2名削減となった。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革特別委員会での審議 ・先進地視察研修（三浦市） ・議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書の作成、ホームページに公開、市民懇談会で報告 		<p>●定数を15名から13名にしたことについて検証を進める。女性議員が今期1名となったが、定数15名であれば事態は異なっていた。多様な市民の意見を議会に反映させるために定数13名でいいのか、検証すべき。</p>			
※回答【1-12 2-0 3-1 4-0 5-0】					

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第17条

条 文

(議員報酬)

議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分に考慮するものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会、議会運営委員会又は議員から提出するものとする。

評価	A-2 B-3 C-1 D-7 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○議会改革特別委員会においてしっかり議論が行われているため。</p> <p>○議員報酬の適正化について議論する必要があるが、個人的には現在の報酬で問題ないと考えます。</p> <p>△議員定数減による負担増や物価高騰下の現状があり、取り組みが必要。</p> <p>△議員のなり手不足と総合的に引き下げに向け見直し検討すべきである</p> <p>△報酬等審議会に図るところまでも行っていない。</p> <p>△議員報酬については政治的判断によるところが大きい。客観的な水準をどのように求めるか整備されていない。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革特別委員会での審議 ・先進地視察研修（三浦市） ・議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書の作成、ホームページに公開、市民懇談会で報告 		<ul style="list-style-type: none"> ●葛城市の議員報酬のあり方について、客観的な水準をどう求めるかについて研究する。 ●報酬の改定に当たっての市民の意見を十分に考慮するとは具体的にどのようなすればよいのか。報酬審議会等の第三者機関等を加えるべきなのか。 ●市民感情への配慮。 			
※回答【1-10 2-2 3-1 4-0 5-0】					

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第18条

条 文

(最高規範性)

この条例は、議会における最高規範であり、他の条例、規則、告示及び訓令の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

評価	A-6 B-6 C-0 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○本条例に対する議員個人の意識は年々高まっていると感じている。</p> <p>○当然に我々の最高規範であり厳守しなければならない。</p> <p>○本条例に違反しているような事案は見受けられなかった。</p> <p>○条例が尊重され、整合性が図られていると考える。</p> <p>△いくつかの条文で達成できていないところがある。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の達成度を毎年検証 ・ 議会に係る条例や規則制定、改廃時に本条例に抵触するの か確認 		<p>●市民懇談会での説明。</p>			
※回答【1-13 2-0 3-0 4-0 5-0】					

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第19条

条 文

(見直し手続)

議会は、毎年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証及び報告するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

評価	A-8 B-4 C-0 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等			
<p>○本アンケートの実施など、議員が本条例を意識する場面が増えていると実感している。</p> <p>○令和7年第1回葛城市議会臨時会において議会運営委員の選出順にあたり重要性が再認識されたため。</p> <p>○毎年検証作業を行い、課題を明らかにして改善に取り組んでいる。</p> <p>○毎年議員全員からの調査を基に見直し検討されていることから。</p> <p>○議会改革特別委員会が上手く機能している。</p> <p>△見直しを行い、アップデートしていく必要がある。</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例の目的達成されているかの検証作業 ・全議員による条文評価を実施 		<p>●客観的評価に基づき行う</p>			
<p>※回答【1-13 2-0 3-0 4-0 5-0】</p>					